

○ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物実験委員会規程

平成31年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物実験倫理指針第4条第3項の規定に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等に適合していることの審議に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の審査及び管理状況並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 前項各号の審議事項について、委員会が必要と認めたときは、ヤマザキ動物看護大学動物実験委員会に審議を付託し、その結果をもって本委員会の審議に換えることができる。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有すると認められる本学の教育職員のうちから、学長が指名する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有すると認められる本学の教育職員のうちから、学長が指名する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者のうちから、学長が指名する者 若干名

2 前項各号の委員は、学長がこれを任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理又は代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、必要に応じて開催する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が当該審議案件の関係者であるときは、当該委員は、当該審議に加わることはできず、かつ、その数は委員総数に参入しない。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

6 委員長が必要と認めたときは、持ち回り審議をすることができる。

7 委員、委員会の関係者及び本条第5項に基づき委員会に出席した者は、委員会において知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局総務課が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則 (令和元年5月23日理事会承認)

1 この規程は、平成31年4月1日から制定施行する。

2 この規程は、ヤマザキ動物看護専門職短期大学の開学に際し、理事会の議を経て、理事長が制定する。

附 則 (令和2年7月21日教授会承認、令和2年9月17日理事会承認)

この規程は、令和2年4月1日に遡及・実施する。